

第十三回国会 大蔵委員会 議録 第五十一号

昭和二十七年四月十七日(木曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長代理 理事佐久間 徹君

理事奥村又十郎君 理事小山 長規君

理事内藤 友明君 理事松尾トシ子君

川野 芳滿君 島村 一郎君

清水 逸平君 吉米地英俊君

夏堀源三郎君 三宅 則義君

宮崎 靖君 宮原幸三郎君

早稻田柳右エ門君 高田 富之君

久保田鶴松君

出席政府委員

大蔵事務官(日本 久米 武文君)

専売公社監理官 佐藤 一郎君

大蔵事務官(主 北島 武雄君)

計局法規課長 石田 正君

大蔵事務官(主 大蔵事務官)

大蔵事務官(主 大蔵事務官)

大蔵事務官(主 大蔵事務官)

大蔵事務官(主 大蔵事務官)

大蔵事務官(主 大蔵事務官)

大蔵事務官(主 大蔵事務官)

大蔵事務官(主 大蔵事務官)

大蔵事務官(主 大蔵事務官)

大蔵事務官(主 大蔵事務官)

大蔵事務官(主 大蔵事務官)

大蔵事務官(主 大蔵事務官)

大蔵事務官(主 大蔵事務官)

大蔵事務官(主 大蔵事務官)

大蔵事務官(主 大蔵事務官)

大蔵事務官(主 大蔵事務官)

大蔵事務官(主 大蔵事務官)

大蔵事務官(主 大蔵事務官)

大蔵事務官(主 大蔵事務官)

大蔵事務官(主 大蔵事務官)

大蔵事務官(主 大蔵事務官)

大蔵事務官(主 大蔵事務官)

大蔵事務官(主 大蔵事務官)

大蔵事務官(主 大蔵事務官)

閉鎖機関令の一部を改正する法律案 (内閣提出第一四三三号)

関税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一四四号)

補助貨幣損傷等取締法臨時特例案 (参議院提出、参法第二号)

特別調達資金設置令の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一六五号)

佐久間委員長代理 これより会議を開きます。

貴金屬管理法の一部を改正する法律案、閉鎖機関令の一部を改正する法律案、関税法の一部を改正する法律案、補助貨幣損傷等取締法臨時特例案、特別調達資金設置令の一部を改正する法律案、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案の六法案を一括議題といたしまして、質疑を継続いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。高田富之君。

高田(富)委員 補助貨幣損傷等取締法臨時特例案につきまして、お伺いしたいと思ひますが、第一にお伺いしたいことは、この提案理由の説明にもありますが、一円以下の補助貨幣につきましては、政府としては何らかの根本的な措置を講ずることを考へておるようでありませう。どういふふうな

措置を将来講ずることが望ましいと考へておるか。またそれを現在やらない理由について御説明願ひたい。

石田政府委員 現在円未満の通貨価値というものが、実際の経済取引においてだん／＼とその効用を失つておることは、御承知の通りであると思ふのであります。またそういうもの存在を前提として、いろ／＼な経理記帳等をいたしておられるために、非常に手数がかかるという事実も、また争われなかつたと思ふのであります。従いまして現在の大体の趨勢から申しますると、円未満のものにつきましても貨幣の単位といたしまして、依然存置しておくかどうかということについては、問題があるかと思ひます。ただ現在におきましても、まだ一部そういう単位が使われておる場合があるのでございませう。たとえてみますると、ペンの配給価格でありますとか、あるいは塩の方におきましても五十銭というふうな単位が使われております。これを今すぐにかえるということにいたしてやるといふことに相なりますと、物価その他に對する影響も一応考へなければならぬといふような問題もございませう。また郵便貯金のようなものになります。ましては、郵便貯金法におきまして、たとへば十一円五十銭というものを郵便局に持つて参りました場合に、それは受付けなければならぬやうになつておるわけでありませう。郵便貯金の払い戻しを全部いたしました場合には、やはり円未満の端数がついておるすれ

ば、それを払わなければならぬといふふうなことになるのでありませう。そういう点の法律改正もいたしませんければ、円未満の単位というものを廢してしまふ、それからまたそれに應じてしまふといふふうなことが、きりきりに参らないうわけでありまして、この点はなるべく早く経済の事態に即するやうに、改正した方が適當でないかと思ひますが、いろ／＼考へなければならぬ点がございまして、まだ準備が整つておらぬといふ状況でございませう。そこへ持つて参りまして、他方におきましては、たとえば一銭銅貨といふようなものも、つづ／＼と法令の不知などによりまして行われておるというふうな実情もあるわけでありませう。前段申したやうな根本的な改正を、全範圍にわたつて考へておる間に、おいて、憲法に問われたり何かしますことを回避する方が、むしろ實際に即しておるのではないかと、意味をもちましたのでありまして、国会に提出されたのでありまして、政府といたしましては、暫定的な措置としてこれに異存はないわけでありませう。通過を期待するといふのが実情でございませう。

高田(富)委員 現在円以下の補助貨幣が鋳つぶされていくという実情があるわけでありませうか。

石田政府委員 これは新聞等においても一部ごらん願つたかと思ふのでございませうが、国家地方警察におきま

して、いろ／＼違反事件がありまして、そのために問題になつておるところのケースがあるわけでありませう。

高田(富)委員 何か相当量のものをまとめて、そういうふうな処分されたという実例でもありませんか。

石田政府委員 あまり大きな量になつたものはございませぬ。

高田(富)委員 現在禁止規定がありますので、小さいケースだけが問題になつておる。もしこつ／＼ふうにそれが大びらになつた場合には、相当量のものが、そう莫大なものはないでしようが、ある程度まとまつたものが鋳つぶされたり何かすることは、予想しておるわけですか。

石田政府委員 現在この法律に該當いたします補助貨幣の種類は、明治四十四種類あるわけでありませう。その全体の価格が、要するに発行した方から調べました数字が、十億円見当でございませう。これが市場に實際どのくらい残つておるかといふことは、われわれわからないのでありませうが、その数字から申しまして、大した量に上ることではないのではないかと、かように考へておるわけですか。

高田(富)委員 それは名目が十億円ですか。現在の金屬の価格にしたらどのくらいですか。

石田政府委員 これは銀貨もございませうし、銅貨もあり、いろ／＼な種類がございませうが、それらをそれ／＼の銘柄に従ひまして、少しも欠損がな

四月十六日

印紙税法改正に関する陳情書(東京 都商工会議所会頭藤山愛一郎)(第一三二六号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

貴金屬管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二九号)(予)

第一類第六号 大蔵委員会議録第五十二号 昭和二十七年四月十七日

い、ほんとうに完全な状態にあるものとして、今の時価で地金価格を算定いたしますと、大体五十七億四千万になるのではないかと、かように考えておられる次第であります。

○官糧委員 少し調べが足りませんが、ちよつと十分な質問はできませんが、ちよつと理財局長が珍しくおいでになつておられますので、伺つておきたいと思つたので、うまぐ趣旨が徹するかどうかかわりませんが、今補助貨幣の問題が出ましたが、近ごろ日本銀行の一万田さんが各地に行きまして、通貨制度の確立という言葉を使つておるのであります。通貨制度などという問題は、市中銀行の元締程度しかかつておりません。日本銀行の總裁が、先走つてくちばしを出すことではないと私は感じておる。少くとも大蔵大臣を中心としたしまして、経済関係あたりが懇談の上になつて、民間の要望等が加わりまして、一つの制度改革ということになつて行くものだと思います。単に通貨制度の確立という言葉を、黙つておれば何でもないのであります。その声を裏表検討いたしますと、よい響きもあるし悪い響きもあるわけですが、これはまた適當な機会に大蔵大臣に出してもらひまして、詳細にわたりお尋ねいたしますが、きよう理財局長さんに伺ひたいのは、そういうことを大蔵省で考へておられるのかどうか、同時に日本銀行と何か打合せでもしてあるのか、こういうことにつきてお尋ねしたいと思つたので、お尋ねの点でございますが、通貨制度と申しますと、これは大蔵省では正式には理財局の所管でございます。また金融方面とも非常な関係がありますので、もちろん銀行局といたしましては大いに関心があるわけでございます。私ははつきり申し上げませんが、事務当局として、理財局におきましても、銀行局におきましても、ああいうふうな新聞に出ますようなことを考へてはおりません。それからまた一昨日でございますが、たしか信託協会がございまして席上におきまして、ちよつと新聞記事が出たのでございまして、大蔵大臣といたしましても、そういうことは考へておりませんし、また大臣と日本銀行總裁との間においておるのであります。その意味におきまして、大蔵省全体といたしまして、そういうことは考へておらない、こういうふうな申し上げられると思つたのであります。なお一万田總裁がどういふ話をされたか、私も新聞の記事を見ただけであります。はたしてどういふふうなことをお話になつたのか、あるいは全然無根でありますかどうか、ということにつきましては、目下總裁は旅行中でありまして、われ／＼として今確かめるすべはございませんし、また大蔵省といたしましては、そういうことでもございまして、真剣にあれを考へておられるわけではないということだけをお尋ね申し上げます。お尋ねの点でございますが、通貨制度と申しますと、これは大蔵省では正式には理財局の所管でございます。また金融方面とも非常な関係がありますので、もちろん銀行局といたしましては大いに関心があるわけでございます。私ははつきり申し上げませんが、事務当局として、理財局におきましても、銀行局におきましても、ああいうふうな新聞に出ますようなことを考へてはおりません。それからまた一昨日でございますが、たしか信託協会がございまして席上におきまして、ちよつと新聞記事が出たのでございまして、大蔵大臣といたしましても、そういうことは考へておりませんし、また大臣と日本銀行總裁との間においておるのであります。その意味におきまして、大蔵省全体といたしまして、そういうことは考へておらない、こういうふうな申し上げられると思つたのであります。なお一万田總裁がどういふ話をされたか、私も新聞の記事を見ただけであります。はたしてどういふふうなことをお話になつたのか、あるいは全然無根でありますかどうか、ということにつきましては、目下總裁は旅行中でありまして、われ／＼として今確かめるすべはございませんし、また大蔵省といたしましては、そういうことでもございまして、真剣にあれを考へておられるわけではないということだけをお尋ね申し上げます。

○官糧委員 さしあたつてはそのお話でよくわかりましたけれども、通貨制度なんという言葉を申しますと、いわゆる管理通貨にするという意味もあるし、あるいは通貨整理を断行するという底意を持つておる、いろいろな経済的な響きがあるわけですが、たとえば名目的に切下げをする、百円を十円にするというような措置をするのでないか。補助貨幣の一元以下は、たゞいま提案になつておる法律案の趣旨から行くと、これは金の部類でないというのであります。言葉はどう言ひましても、一元以下は金の仲間ではないのだ。妙な方に使つては困るけれども、ある程度打だにされたり、自由に処理しても、決して罰則には触れないというふうな程度に考へておられるというものでありますので、これとあわせて考へますと、いろいろな意味におきまして、デフレ要素として考へる通貨制度、インフレ要素として考へる通貨制度というものの間に、非常に判断に迷うわけがあります。たゞいま大蔵省の方針は、まだそれに触れておらない、しかも一万田總裁とも話しておらない、一万田總裁の話が事実であるかどうかは確かめてよい、か確かめて悪い、か、確かめる方法もないであらうというふうなお言葉であります。これは積極的にひとつ確かめていたゞたい。一万田さんの言葉は決してうそじやない。ジャーナリストが途中で考へまして取材したように載せた記事ではなくて、事実を言つておる。これはどうも来週金融制度を大蔵委員会を取上げて、ひとつ検討いたゞたいというやささきからいたゞたい、なかなかたゞ相談いたゞたいとおらないといふだけでは、納得できないわけでありまして、本日は議題が議題でありますから、あえて深い方面までは申し上げませんが、ぜひそれまでの間に、一万田さんがああいうお話をなさるといふ根拠と、しかもそれを取消すなら取消すといふことを、大蔵省が考へていない、ならないといふことを、はつきり線をお出しになることを、この際お願いいたゞしておきます。いづれ来週金融制度を検討いたします場合に、お尋ねの点、詳しくお尋ねいたゞすこととして、本日はこの程度でけつこうであります。

次いでちよつと監理官にお尋ねいたしますが、日米行政協定第三条によります付属処置としていろいろな法律ができた。特に大蔵関係のものを中心としたものは、割合に行政協定に詳しく書いてありますから、それに伴います国内手続は、立法の措置を要するとしても比較的明解であります。ただCPOの關係なんかにおきまして、関税の問題でなか／＼割切れないところがある。それと関連して例のタバコであります。私がこう申し上げれば監理官にすぐわかるのであります。このタバコの適用外の人たちに流れます問題を、どのように御処理なさる考へであるか。これはどういふことを聞く必要はありません。日本人には日本人のタバコを吸わせることをどういふふうにして徹底させるか、こういうことのお考へを述べていたゞきたいと思ひます。

○久米政府委員 たゞいま御審議を願つておりますところのたゞこ専売法等の臨時特例、これは行政協定に伴ひまして、現行法のままで条約が発効になれば、違法となるといふふうな特殊な行為を合法化する、つまり軍人軍属等の輸入あるいは軍人軍属仲間の間の譲り受け、譲り渡しのいふふうなものを合法化するといふ、きわめて形式的な立法でございまして、たゞその輸入もいふる運用されてはいたゞせんので、特に携帯輸入等の場合には、その数量を限定するとか、航空軍事郵便局を通じて軍事郵便で送つて来るという場合も、その数量を限定するといふふうな、いろいろアメリカ側と折衝いたゞしまして、こういうふうな特例が濫用されることは防止するように、制度的にも考へ、今後の運用においても遺憾のないようにやつて参るつもりでございます。こういうふうな特例によりまして輸入されたタバコが、もし日本人等に譲り渡されるといふ場合には、現在のたゞこ専売法の違反になります。これは譲り渡したアメリカの軍人軍属も罰則に触れる、譲り受けた日本人も罰則に触れる、そういうふうなかつこうになつておられます。これはやみタバコの問題といたゞしましては、従来専売公社といふ／＼その防止に努力しておりましたのと同じ方向で、今後はやみタバコの防止について周知徹底をはかり、また取締りの面も適當に推進して参る、そういう考へでござい

○官糧委員 そういたゞしますと、公社の委託または許可なくして携行し輸入するといふものについては、数量の制限をなさるといふお話ですが、そういうことでも輸入されたタバコが国内に流れた場合には、日本人なら日本人に流れた場合におきましては、専売法違反として取締るんだ、このことはわかつておることでありまして、そういうものを区別する何か標識でもつけられるおつもりですか。たゞ軍人軍属がのんでおりますタバコを、

たまく日本人なら日本人がのんでおつたという事実を現認した場合に、その違反の事実を確認して行くのか。この点が少し言いまわしは悪いのでありますが、なか／＼問題だろうと思う。かつてOSSのときにも、この流れが非常に強くて困つたわけでありました。しかし今は国内タバコが非常に嗜好にも適するようになつて参りましたし、価格の点においても安いで、実情は外国タバコが横流れするであろうという心配も、割合少いだろうと思うのでありますが、一面におきましては、外国タバコがさらに下るといふ事態も考えられる、葉タバコの耕作者などの意見を聞きますと、もう少し国の機関が——

国の機関というのには専売公社のことをいうのでありまして、熱意を持つてこの方面をひとつ取締つてもらいたいというふうな要望が強いのです。とにかく軍人軍属の手からしからざる者に渡つたら、専売法違反になつて処罰されるべきだ、これは相手方の軍人軍属も日本人も、同様に処罰されるというスムーズな答弁では、何か満足しないものがあるかと私は思うのであります。それでこれらについて、もう少し積極的に専売公社としてはお考えがあるのではないのでしょうか。もし具体案がたまたまなければ、何かもう少し納得の行く手をお打ちくださる熱意を示していただきたい、こう私は思うのであります。これもまた別に本法案の審議と並行的に考えなくてはならぬ問題でもないで、本日は別に御明答をいただくことは思いませんが、もう少し深く考えていただきたい。ただそういうことを実際にやつたら、専売法違反になるんだというところで——

専売法違反

法違反で処罰しておる件数は、きわめて少いのが従来の事実であります。しかしこれは占領下にあつたことでありますから、ある程度得心をいたしておるでしようけれども、自主的な独立国家になつた場合に、国民感情は許さないというのをもう少し重要にお考えを願ひまして、これらの取締りあるいは携行タバコに対しては数量制限をするというふうな徹底的でなく、何か特別の標識でもつけて行くというふうな手でも打つて、万人が納得するという形で、ひとつ御処置を願ひたいという希望を申し上げます。

○久米政府委員 いろいろ御注意ありがたく拝聴いたしました。現在日本専売公社が正式に輸入いたしました正式ルートでもつて日本人一般に供給しておりますタバコには、たとえばラトキイ・ストライクならラトキイ・ストライクで一例を申し上げますと、ペーパー紙で上を包んでございまして、あの中央のところに日本専売公社の証票が張つてありますから、タバコを見ますと、これは正式に公社の譲り渡した合法的なタバコであるか、あるいは軍人軍属が横流ししたタバコであるかというところは、上に紙が張つてありますから、その証票の有無によつて判断はし得るという建前になつております。それから外国タバコで証票が張つてないのは違反タバコだということがわかりますから、それによつて現在取締りをやつておりました、取締り件数等も、昭和二十四年度、二十五年度、二十六年と、ずつと現在のところ検案件数は増加の趨勢にございます。これは監視など努力いたしまして、相当の検挙件数はあげております。この前ちよつこの委員会で答へいたしました

検挙件数は

けれども、二十四年度は五千件程度、五年度は大体二万件弱だと覚えております。それから二十六年度は二万を越えました。そういうふうな相当数の検挙件数に上つております。ただそれが現に横行しておりますものに比べれば、その一部分にしかすぎないというところは御指摘の通りと思ひます。

○夏堀委員 閉鎖機関令の一部を改正する法律案について、二、三質問いたしたいと思ひます。政府の提案理由のうち「閉鎖機関の特殊清算の対象の範囲を拡大して、その本邦外にある本店、支店その他の営業所にかかる債権及び債務をも含ませることとし、かつ閉鎖機関の在外負債のために、その国内資産のうち留保されている資金について、平和条約に基づく在外負債の処理の問題が決定次第」ということが内容に入つておりますが、非常に重大な問題でありますので、これに関連してお伺ひしたいと思います。

閉鎖機関の本邦外にある本店、支店等にかかる債権債務で、命令に定めるものはこれを本邦内の財産とみなすが、それらのもは一体どんなものであるか。具体的にひとつ説明を願ひたいと思ひます。

○堀口説明員 お答へいたします。今度改正案の中で審議をお願いしております点は、従来閉鎖機関制度といたしましては、内外店舗を厳密に区別いたしまして、国内店舗の資産を処分して、国内店舗の負うべき負債を弁済して行くというふうなことをつておりました。ところがその制度は平和条約の締結以前にできた制度でありますために、平和条約締結以後の事態をも、大体考慮してやつておつたわけでありまして、若干違つて来た点もある。原

則としましては平和条約の十四条によりますと、日本の外地における資産は清算されるなりあるいは没収されるといふのが、一応原則となつておるようであります。従ひまして海外におきまする資産については規定する必要は、全体的問題からしてはあまりないわけでありまして、非常に日本に好意を持つておる連合国等におきましては、日本の資産を返してやろうというところも出て来ておるわけでありまして、その具体的な例をいたしましては、正金がブラジルの支店に資産を持つておつたわけでありまして、このブラジルに預金しておつた資産を、平和条約の十四条により没収したりするということも可能でありますけれども、好意的にそれを解除して、返してやろうというふうなことを申しております。その場合に現在の閉鎖機関令によりますと、国内店舗の資産負債を清算するということになつておりますので、そういう資産の処理のしようがないというために、そういう資産をも本邦内店舗の資産として加える必要がある。また負債の部面についてみますと、向うからそういうふうにして解除されました資産に關して、あるいは負債があるかもしれない。もし負債があるならばそれを国内店舗の負債として一応取入れないと、外地において清算をして、資産だけを日本のものにするという操作もできなくなる。そこでそういう特別に返して来るようなものを、一応現在は考慮に入れて、そういうものの措置ができるように、従来の閉鎖機関令の範囲を拡大したということでありまして、

○夏堀委員 たいだいまの御答弁の中に

すが、これは一例でありましようが、私のお伺ひしたいことは、ブラジルのような戦争被害の少ないところではなく、朝鮮、台湾あるいは今の中国というふうな、いわゆる戦争によつて被害の多いところ、こういうところで本邦外にある閉鎖機関の債権債務が一体どれくらいあるのか。これを知りたい。そしてこの処理は一体どう持つて行くとするか。たとえば、この前御質問申し上げたときに、国内には二百億程度の登録公債その他の資産がある、こ

うお伺ひしておりました。そのときに私の感じたことは、登録公債であるかと、そういうような資産は何か国内の産業開発等にこれを向けることが、非常に望ましいじやないか、そういうことをお伺ひしたのであります。そのときの御答弁は、それはたいへん同感であるというように私は伺つておつたのであります。この在外の債権債務資産は接収されるということになりましようが、朝鮮銀行、台湾銀行等において銀行券等を発行してあり、その金額が相当な額であれば、それは平和条約において定められた何かの条項によつて、賠償的にこの負債を日本政府において何か処理するといふようなことではあります。そういう意味からいって、たとえば朝鮮銀行等の国内にある資産に限定して、これを整理対象として、たまたま整理する。これは非常に大きな問題であつて、もしそういうふうなお考えで処理なさるとすれば、歴史的な整理資産として残るであろうことを予想されているそれは、全然ゼロになるということも考えられるのであります。またあるいはその在外の負債等において、その範囲を越えてなお賠償等にまで及ぼすものであるかどうか。

等にまで及ぼすものであるかどうか。

非常に重大な問題でありますから、この内容をひとつお伺いしたいのであります。

○堀口説明員 ただいまの御質問は二点だと思っております。第一点の在外資産、負債の関係であります。これはなかく資料が少ないのであります。正確なところは出て来ないのであります。ただできるだけの資料を各方面から集めまして、一応最終時の時価で算定いたしますと、閉鎖機関だけに關して在外資産が約二千七百億程度であるのであります。それから負債が二千四百億前後、従つて資産の超過だといふふうに一応見ております。しかしそのおもなるものは大体滿州が相当多い。あとは北支、中支、朝鮮、台湾と云うことであります。これらの帰属に關しましては、連合国にありますが、これは平和条約の条文に従ひまして、さつき申し上げましたように清算するかどうかは没収される。その辺も将来の交渉にかつております。それから割地、台湾及び朝鮮等にありますが、ものは、相互の交渉によつてきまることになつておるわけでありませう。現に旧朝鮮との問題につきましては、日韓会談で相互に請求権の問題を議論しておるわけでありませう。まだどうなりませうか見通しがついておらない状況だと思ひます。

に請求し合うというかつかうことになるのではないかと。それから連合国と同列であるということならば、講和条約第十四条に基づきまして、同じように向うにある資産は、一応清算あるいは没収される。あるいは日本側におもつと有利な立場において折衝されれば、それよりかまもない条件で資産が残るようになる。たとえば朝鮮銀行等に例をとりますと、もし対等な立場でありますれば、こちらにある株主の請求権はそのまま残るでしようし、それから向うの株主については、その主張は認めざるを得ないと思ひます。それから連合国と同列に交渉が行つた場合には、十四条に基づきまして、向うにある資産は向うで処理される。しかしこちらにある資産については、うまく行けばこつちに残すことも可能じやないかということをごさいます。それから特に朝鮮にさつきましては、この前もちよつと申し上げましたが、連合軍のヴェステイング・オーダーというのがあります。それを非常に強く主張されて、もしそれに對抗できないということを決しますれば、内地にある資産もあぶなくなくなります。これは三つの場合が將來考へられるのであります。それがどれになるかということ、私たちにちよつとわかりかねるのでございませう。

それから第二番目の御質問の国内にある資産の問題であります。これは約二百億といふのは、朝鮮銀行、台湾銀行等が、従来通貨発行準備として持つておりましたような古い国債が買つた国債及び現金等があるわけでありませう。二百億と申しませう、そのうち對外関係で、いわゆる在外活動閉鎖機関の資産が留保しているもので約百億あります。これにつきましては、今申し上げましたように、各地域との折衝の結果、どのくらい日本に残るかということ、は、將來の問題であります。ほかの部分につきましては、それな法律の定めるところによりまして、債務の弁済をしたあとは、社債の弁済それから株主に全部分配されれば終るのであります。對外折衝について問題になる部分といふのは、この約百億程度といふふうにごさいます。

○夏堀委員 だいま對外債権債務の問題で百億といふことを言われませうか、それはどういふことですか。

○堀口説明員 現在對外関係のある閉鎖機関だけの資産を集めてみますと、大体百億前後になつております。それを補足して申し上げますと、先ほど申した二千七百億とか申すのは、在外の資産を全部入れた話でありまして、閉鎖機関制度といたしましては、国内における店舗の資産負債を清算してありますから、その閉鎖機関整理による清算の結果、現在残つている資金は約百億といふことでありませう。その二千何百億といふ数字とは立場が違つておるわけでありませう。その二千何百億といふのは、北支、中支、滿州あるいはその他の国にある全部の資産を言つておるわけでありませう。

○夏堀委員 私のお伺いするねらいは、今台湾、朝鮮等において折衝中であるいろいろな問題から見て、閉鎖機関の債権債務資産があらの方の相対残つておれば、それはよろしいけれども、負債の方が多くあれば、国内にある資産に手がつかない、あるいはまたそれ以上にも及ぶかということが心配なんで、朝鮮、台湾、この二国に対してのみ御質問いたしましたわけでありませう。先ほどお伺いした銀行のいわゆる銀行券と申しますか、そういうような証券は、相当台湾、朝鮮等の国民の手にあるものとすれば、それを賠償しなければならぬのであるか、どういふものであるか。そういう問題から見てこの問題を伺つたのであります。これは今考えましては、できるだけ在外においてこれを処理し、国内にあるものにはあまり手をつけてもらいたくない、こういうふうな私の感じなんです。ここで私も希望を申し上げたところで、その通り行かぬでしようけれども、在外にまで及ぼすということになつたならば、これは朝鮮、台湾ばかりではなく、相当広範囲なものであると思ひますので、今申し上げたような、いわゆる在外だけで処理ができるのかあるはできないのか。でき得ればこれに対する金額は一体どうなのか。特に朝鮮と台湾についての御説明を願ひたい、こういうのであります。

○堀口説明員 だいまの夏堀委員の御質問は非常にむずかしい点があつて、私たちが十分に御説明できないかもしれませんが、交渉の実態について現在その過程でありますし、何とも申し上げられないわけでありませうけれども、朝鮮と台湾との二つにわけて考えますと、韓国につきましては、特に現地の軍司令部で接収命令が出ておりました。それによつて一応日本の資産は、米軍司令部に接収されたということになつておるわけでありませう。それがその後米韓協定というものによりまして韓国側に渡された。これにつきましては、韓国側としては、それによつて最終的所有権が自分の方に帰属したのであるから、日本の韓国における資産はもちろんのこと、韓国に本店を有するようなのは、その日本国内に持つておる資産も、自分の方のものであるといふようなことは、強く言つておるわけでありませう。これにつきましては新聞等にも報道されている通りであります。しかしこちらといたしましては、そういう所有権まで全面的に韓国に移つたといふことは、なかく認めるわけに行かない。ただ講和条約によりまして、現地の軍司令部のやつた行為を追認するよな条文がありますために、相当困難ではあると思ひますけれども、日本側の解釈といたしましては、最終的な所有権が移つたのじやないといふ解釈をとつておるわけでありませう。従ひまして先ほど申し上げたように、將來の交渉の結果としては、三つの立場がある。それは要するに對等な立場でその交渉が行けば、両方請求し合う。それから連合国並に韓国が扱われる場合には、講和条約の第十四条によつて解決されると思ひます。それから日本が非常に不利な立場に立つて、接収命令といふものを全面的に認めなければならぬといふ立場に立つた場合には、国内にある資産で相当危険になるといふ、三つの場合があるといふことだけしか、これは申し上げられないのじやないかと思ひます。台湾につきましては、ただいまのところ私たちが知つておる範囲では、そういう特別な接収命令といふものは聞いておりませうので、お互いの折衝により

まして解決のつく問題じやないか、そういうふうなことを考へておきます。

それから通貨発行債務の問題であります。これは終戦時にどのくらい通貨が台湾銀行及び朝鮮銀行から出ておるかということも、なか／＼わかりにくいのであります。いろいろの説がありますが、大朝鮮銀行で三十七、八億くらいのもので出たおつたんじゃないかということがいわれております。台湾については二十億じやないか。これもそのソースによりまして、いろいろ数字が違つております。その銀行の後継者というものが当然負うべきものであつて、現在の通貨制度なりあるいは金融制度によりまして、その終戦時における通貨の発行高を、そのまま通貨発行国が負うというふうなことは不都合だ、理論的にはそういうふうな十分主張できるのじやないか、こういうふうなことを考へておきます。

○夏堀委員 なか／＼明確な御答弁を求めるとは困難であります。こういうふうな処理の方法について、何かただ折衝によつて結末をつけるというところではないか。またもつと大きく平和条約その他の条文に、何か盛り込まれるのかどうか。先ほども申し上げたいわゆる在外の債権債務に對して、国内の資産にそれを及ぼすというところは、非常に重大な問題であらうと思ひますが、そういうことはまあないだらう。だらうではびんと来ません。だらうじやなく、何か条約にそういうことがあるのかどうか。ただ折衝によつて結末をつけたいというの思はないのかどうか。これを明確に御答弁

願ひたい。

○堀口説明員 その点は割譲地域の場合同連合国の場合と違つておられます。割譲地域の場合同連合国では、明らかに折衝によるということがあつて、またそれ以外のことかいは、以上、またそれ以外のことかいは、平和条約中にはないものであります。やはり相当程度兩國の力関係なり国際関係によつて、左右されるのではないかと、いろいろ考へられます。それから連合国の関係におきましては、十四條によりまして賠償のことが規定してあるわけでありまして、その一項目として、日本の資産というものは、ある部分のものを除いては、「権利及び利益でこの条約の最初の効力発生の時にその管轄の下にあるものを差し押え、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利を有する」というふうな規定してあるわけでありまして、そこでこれをもう少しこまかく言ひまして、どういうふうな清算し、どういうふうな処分するか。それからもし外における資産を負担が超過した場合に、その負債額を日本に請求して来るかどうかというふうな点については、少くともこの明文ではつきりしないんじやないか。またそれが請求されるのかされないのかという点については、まだ私たちの範圍ではつきりしておらないわけでありまして。

○夏堀委員 この問題は非常に大きな問題であります。またこれに関連するいろいろ／＼な問題もあつて、大臣の出席を求めて、あわせて大臣に質問をいたしたいと思ひます。

○堀口説明員 お答えいたします。第二会社の問題につきましては、審議をお願ひしておきます。審議の中には入つておらないわけでありまして、その理由をいたしましては、最初この中に第二会社の設立に関する案文を入れて、御審議をお願ひしようと思ひましておりましたけれども、ただいま申しましたように、その対象となるのは、数からいいますと、あるいは経済上の重要性からいいますと、やはり外地で活動いたしました金融機関等がおもなものであります。要するに台湾関係あるいは朝鮮関係等の金融機関等でありまして、これらにつきましては現在のところ残つてゐる資産が相当程度ありますけれども、これが折衝の結果どういうふうになるか全然懸念がはつきりしない。従ひましてその資産を根拠にして、ただちに第二会社を設立するということは、特に金融機関のような場合であれば困難であります。かつ対外関係を考へてみましても、一方で日韓

たしましたときには、第二会社をつくるようなことはさしつかへはないだらう。こういう閉鎖機関に對しては……、何かそういうふうな御説明があつたかのような——第二会社をつくることはできないものであるかどうか。第二会社をつくることのできるものであつたらば、何か法律上の処置を要しないのであるかどうかお伺ひしたい。

○堀口説明員 お答えいたします。第二会社の問題につきましては、審議をお願ひしておきます。審議の中には入つておらないわけでありまして、その理由をいたしましては、最初この中に第二会社の設立に関する案文を入れて、御審議をお願ひしようと思ひましておりましたけれども、ただいま申しましたように、その対象となるのは、数からいいますと、あるいは経済上の重要性からいいますと、やはり外地で活動いたしました金融機関等がおもなものであります。要するに台湾関係あるいは朝鮮関係等の金融機関等でありまして、これらにつきましては現在のところ残つてゐる資産が相当程度ありますけれども、これが折衝の結果どういうふうになるか全然懸念がはつきりしない。従ひましてその資産を根拠にして、ただちに第二会社を設立するということは、特に金融機関のような場合であれば困難であります。かつ対外関係を考へてみましても、一方で日韓

○夏堀委員 特種会社等であれば、適当に株主總會とか簡単な方法もできるであらう。そういうふうな大臣の任命によつて、あるいは処理されておる閉鎖機関と、やはりこれも大臣の任命によつての特種清算人であれば、その清算人

○堀口説明員 たゞ対外関係のない閉鎖機関につきましては、この法律によつて閉鎖機関の指定が解除されますれば、株主總會におきまして継続の決議をして、第二会社を自発的に株主においてつくることは、現在の商法において可能であります。

○夏堀委員 朝鮮銀行、台湾銀行等においては、第二会社はちよつとまだ研究の余地がある、これはごもつともと思ひます。その他の閉鎖機関においては、株主總會において、あるいは清算人において——清算人の意向で第二会社をつくるという意思表示のもとに、總會を開くというふうに行うべきものであります。この順序はどういうふうになりましようか。

○堀口説明員 ただいまの御質問であります。それは考へ方によつて、もつと法律をさういふふうにするれば、清算人が相当程度同意でもつて、そういう株主總會を開催し、あるいは爾後の手続等がある程度軌道に乗せることも可能だと思ひます。しかし現在のこの法律であります。民法、商法上の清算人をつくつてもらへば、そこでその清算人に渡してしまふ。あとはその清算人が株主總會を招集して、株主總會において第二会社をつくつて行こうという考へがあれば、その決議によつてやつていただくというふうになつておるわけでありまして。

○夏堀委員 特種会社等であれば、適当に株主總會とか簡単な方法もできるであらう。そういうふうな大臣の任命によつて、あるいは処理されておる閉鎖機関と、やはりこれも大臣の任命によつての特種清算人であれば、その清算人

○夏堀委員 この点の御質問を申し上げた際に、大体登録公債とかさうしたようなもので、朝鮮銀行、台湾銀行及び朝鮮殖産銀行等の総合した整理資産として残るものは二百億程度、こう伺つておりました。私はもつと、その金額は上まわるのじやないか、こういうふうなことを考へておきます。さうした

によつて第二会社をつくることも可能ではないかと考へておるのですが、この点はどうか。

○堀口説明員 その点は、可能か可能でないかという点であります。これは法律立法事項にいたしますれば、これは法律によつておつたものであります。全体の考へから申しますと、さういふ特殊清算人がどの程度——語弊がありますが、強権的にさういふ整備計画なり、第二会社の設立計画なりというものをつくつて、一方の押し進めるものがないか、あるいはどの程度債権者なり株主なりの自発的な意思によつてやらした方がよいのか、その点は相当問題があるのじやないか。会社更正法などによりまして、相当程度株主なり債権者の意向を尊重しておるのであります。もし清算人が指導的に第二会社をつくつて行く中核になるということになりますれば、株主及び債権者の利益をあまり害しないう方法によりまして進めて行く。もちろん特種会社等については、特別な理由があつて第二会社をつくつていたわけでありまして、相当程度強権的な面もあるかもしませんが、これをやつて行けるかという点は、通常の民法、商法との関係におきまして、調整を要する問題ではないかというふうなことを考へておきます。

○夏堀委員 この点の御質問を申し上げた際に、大体登録公債とかさうしたようなもので、朝鮮銀行、台湾銀行及び朝鮮殖産銀行等の総合した整理資産として残るものは二百億程度、こう伺つておりました。私はもつと、その金額は上まわるのじやないか、こういうふうなことを考へておきます。さうした

○夏堀委員 この点の御質問を申し上げた際に、大体登録公債とかさうしたようなもので、朝鮮銀行、台湾銀行及び朝鮮殖産銀行等の総合した整理資産として残るものは二百億程度、こう伺つておりました。私はもつと、その金額は上まわるのじやないか、こういうふうなことを考へておきます。さうした

場合、今台湾及び朝鮮等で折衝中でありましようが、この折衝済みになつた際に、法律によつて云々ということの御説明がこの前にあつたのです。法律によらざれば第二会社をつくることはできないのかどうか。私は今申し上げたように、法律によらなくても第二会社をつくることは可能であらう、これも解釈されておきますので、何百億——私は三百億くらいあると思う。三百億とかなんとかいうような大きな金額は、これはできるだけ早く国内の産業開発に向けた方がいいじやないか。法律をつくれと言つたつて、なか／＼も今国会中にはできない、こうおつしやつておられますので、第二会社をつくるのが法律によらなくてもできるということであつたらば、大蔵大臣によつて清算人として任命になつておるので、ただちにその人方及び株主において、そういう方向に進めればいいのじやないか、こういうふうにご考慮を、この点を今伺ひしたわけでありませう。そういうわけでありませうから、その点に対しての御答弁をお願いいたします。

○堀口説明員 御説明いたします。第二会社をつくる場合に、その根拠法規がどうなるかという点につきまして、在外資産負債のないもの、及び対外関係のあまりないものにつきましても、日本の民法、商法によつて軌道に乗せられるわけでありませう。しかしそれ以外の、たとえば朝鮮における政令等によつて設立された会社とか、あるいは向うに本店のあるような会社につきましても、こちらの民法、商法によつて清算するとか、第二会社をつくるのかどうかは、できないわけ

であります。商法には外国会社に關する規定は若干ありますけれども、これはもうごく簡単な規定でありまして、これによつて清算することも、あるいは第二会社をつくることも非常に不完全で、とてもできないというのが一般の見解であります。従ひまして、少くとも外地に本店を有するものとか、向うの法令でできたものというような法人につきましても、別に特別な法律をつくらない限り清算することもできないし、第二会社をつくることもできない。ただ閉鎖機関令によつて現在の清算を進めて行くことは、これは当初司令部の命令によつて確立された閉鎖機関令によつてやつておるわけでありませうから、可能であります。そういうことでやはり特別な法律を必要とする。ただ閉鎖機関の指定を解除しただけでは、全然動きがとれないということになると思ひます。

○堀口説明員 その点は閉鎖機関令には特にこまかいことは申しておりませぬ。当初はこれを、清算に移らない管理の時代におきましては、日本銀行等にお願いしたこともございませうし、またこの前も御質問がありましたように、正金銀行等につきましても、東銀に一応依頼したこともございませう。それ以後は閉鎖機関整理委員会というものがポツダム政令でできましたので、公的な政府機関によつて清算を進めて来たわけでありませうが、法令の建前から見ますれば、特に限定はありませぬので、その任務を遂行するのに適切な

ものであれば、さしつかえないというふうに解釈しております。
○夏堀委員 特殊清算人は特経会社に對する破産宣告をすることができるとか。
○堀口説明員 ただいまの御質問はちよつとわかりかねる点もあるのでありますが、特経会社については、破産の宣告等については、その特経会社自体の方にいろいろ制限規定があると思ひますので、できないのじやないかというふうに考へております。
○夏堀委員 私は破産宣告ができないというか、しないというか、そうしたようなことはちよつとあまりやらぬ方がいいのじやないかというふうな方針になつておるようにも聞いております。私はそう聞いておりますが、その点はまあこれで……

○夏堀委員 大蔵大臣の選任する特殊清算人、この特殊清算人の資格及び要件はどういうことになつておりますか。
○堀口説明員 その点は閉鎖機関令には特にこまかいことは申しておりませぬ。当初はこれを、清算に移らない管理の時代におきましては、日本銀行等にお願いしたこともございませうし、またこの前も御質問がありましたように、正金銀行等につきましても、東銀に一応依頼したこともございませう。それ以後は閉鎖機関整理委員会というものがポツダム政令でできましたので、公的な政府機関によつて清算を進めて来たわけでありませうが、法令の建前から見ますれば、特に限定はありませぬので、その任務を遂行するのに適切な

しましては、その登記その他法的にある程度やらなくてはならないような問題につきまして、登録税その他を免じておるといふことはありますけれども、一般の各機関の清算におきましても、利益金その他に對する課税については、減免の措置はないわけでありませう。通常の会社の清算と同様に取扱われておるのであります。
○夏堀委員 無制限とか制限とかいうような区分があるのかうに聞いておりますが、それはないのでございませう。今日主務局長の出席を求めて、そういうことを聞こうと思つたのですが、これは大きな問題です。たとえば今申し上げたように、休んでおつたつて収入利息はどん／＼入つて来るでございませう。清算の際に相当な清算金額というものが出る。そうした場合には、税の面は何か制限とか無制限とかいうような区分があるのかうに聞いておりますが、それはないのでございませう。

○堀口説明員 さつき申しましたように登録税その他につきまして、委員会に公的機関としてやらなくてはならぬような行為については、免税の適用はありますけれども、たとえば一般の何職維株式会社というふうなもの清算過程を見ますと、もし利息が入つて来るならば、通常の金融機関にそれを預けておる場合には、その利子に對して税法の適用はそのままあります。それからもし日本銀行における当座勘定を持つておつた場合、あるいは国債を保持しておつた場合、あるいは、その利子については課税がございませう。一番大きな問題といたしまして、清算の結果生ずる利益金につきましては、当

然旧法によりまして清算所得税が課せられて来ます。従ひまして税法については、ほかの通常の法人に對して特に大きな減免の適用があるということはないと思ひます。
○夏堀委員 今日大体この程度で質問を終りたいと思ひますが、先ほど申し上げたいわゆる在外閉鎖機関の債権債務が、国内の資産に對しても及ぶとすればたいへんな問題ですから、これはあとで大臣の出席を求めてよく伺ひたいと思ひます。
それから所得税問題はなお私も研究いたします。何か無制限とか制限ということがあるのかうに聞いておりますが、堀口さんは専門家ではないので、いろいろから、あとでよく研究するようになつたと思ひます。
○三宅(剛)委員 ただいま議題となつております六法案中、関税法の一部を改正する法律案、補助貨物損傷等取締法臨時特例案、特別調査資金設置令の一部を改正する法律案、及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に關する法律案の四法案につきましては、質疑も大体尽くされたと思ひますので、この際質疑を打ち切り、討論を省略いたします。ただちに採決に入られんことを望みます。

○佐久間委員長代理 ただいまの三宅君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○佐久間委員長代理 御異議がないようでありますから、関税法の一部を改正する法律案、補助貨物損傷等取締法臨時特例案、特別調査資金設置令の一

部を改正する法律案、及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案の四法案につきましては、この際質疑を打切り、討論を省略して、ただちに採決に入りたいと思います。

これより採決に入ります。まず関税法の一部を改正する法律案、及び補助貨幣損傷等取締法臨時特例案の両案に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○佐久間委員長代理 起立多数。よつて両案はいずれも原案通り可決せられました。

次に特別調達資金設置令の一部を改正する法律案、及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案の両案に、賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○佐久間委員長代理 起立多数。よつて右両案はいずれも原案の通り可決いたしました。

なお委員長報告書の件につきまして、委員長に御一任願いたいと思ひます。

○官庁委員 資料の請求をいたしたいと思ひます。地方公共団体職員給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案を審議するにあつて、債務を免除することと、還付税と相殺することと、平衡交付金で調整いたしまする関係を、各都道府県別に数字で示しまして、その利害得失が明らかになる資料を御提出願ひたい。しかしてこの資料の提出されるまで、本法律案の審議

を進められぬようにお願いしておきます。

○佐久間委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後零時十八分散会

〔参照〕

関税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
補助貨幣損傷等取締法臨時特例案（参議院提出）に関する報告書
特別調達資金設置令の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年四月二十一日印刷

昭和二十七年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所